

水質汚濁に係る農薬登録保留基準値(案)

今回基準値の設定を行う水質汚濁に係る農薬登録保留基準値(案)は次のとおりです(農薬登録保留基準については参考1を参照)。

農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件(昭和46年3月農林省告示第346号)第4号イの規定に基づき、水質汚濁に係る農薬登録保留基準(平成20年7月環境省告示第60号)を改正し、下表左欄の農薬の成分の公共用水域における水質汚濁予測濃度について下表右欄の基準値を新たに設定します。

なお、新たに設定する基準値は当該基準値を定める告示の公布の日から適用することとします。

農薬の成分	基準値
1 L - 1 , 3 , 4 / 2 , 5 , 6 - 1 - デオキシ - 2 , 3 , 4 , 5 , 6 - ペンタヒドロキシシクロヘキシル = 2 - アミノ - 2 , 3 , 4 , 6 - テトラデオキシ - 4 - (- イミノグリシノ) - D - a r a b i n o - ヘキサピラノシド = ヒドロクロリド = ヒドラート (別名カスガマイシン - 塩酸塩又はカスガマイシン)	1 L - 1 , 3 , 4 / 2 , 5 , 6 - 1 - デオキシ - 2 , 3 , 4 , 5 , 6 - ペンタヒドロキシシクロヘキシル = 2 - アミノ - 2 , 3 , 4 , 6 - テトラデオキシ - 4 - (- イミノグリシノ) - D - a r a b i n o - ヘキサピラノシド (別名カスガマイシン (遊離塩基) として) 0.25 mg / l
2 ' , 4 ' - ジフルオロ - 2 - (, , - トリフルオ	0.61 mg / l

<p>口 - <i>m</i> - トリルオキシ)ニコチンアニリド (別名ジフルフェニカン)</p>	
<p>1 - (3, 5 - ジクロロ - 2, 4 - ジフルオロフェニル) - 3 - (2, 6 - ジフルオロベンゾイル) 尿素 (別名テフルベンズロン)</p>	0.026 mg / l
<p>エチル = 5 - (4, 6 - ジメトキシピリミジン - 2 - イルカルバモイルスルファモイル) - 1 - メチルピラゾール - 4 - カルボキシラート (別名ピラゾスルフロニエチル)</p>	0.02 mg / l
<p>3 - クロロ - <i>N</i> - (3 - クロロ - 5 - トリフルオロメチル - 2 - ピリジル) - , , - トリフルオロ - 2, 6 - ジニトロ - <i>p</i> - トルイジン (別名フルアジナム)</p>	0.02 mg / l
<p><i>N</i> - (7 - フルオロ - 3, 4 - ジヒドロ - 3 - オキソ - 4 - プロパ - 2 - イニル - 2 <i>H</i> - 1, 4 - ベンゾキサジン - 6 - イル) シクロヘキサ - 1 - エン - 1, 2 - ジカルボキシミド (別名フルミオキサジン)</p>	0.047 mg / l
<p><i>S</i> - 6 - クロロ - 2, 3 - ジヒドロ - 2 - オキソベンズオキサゾール - 3 - イルメチル = <i>O</i>, <i>O</i> - ジエチル = ホスホロジチオエート (別名ホサロン)</p>	0.005 mg / l